

## 規制の事前評価書(要旨)

規制の名称	規制対象の事業者が一定の取引に際し顧客等について確認しなければならない事項の追加	
担当当局	警察庁刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官	
評価実施時期	平成23年3月	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号、以下「犯収法」という。)の規制対象の事業者については、取引に際し顧客等について確認しなければならない事項が本人特定事項に限られていることから、疑わしい取引を認識することができず、結果として犯罪による収益の移転を許してしまう事案が散見される。また、犯罪による収益の移転を防止するためには、資金洗浄・テロ資金対策に関する国際的な政府間組織であるFATF(Financial Action Task Force:金融活動作業部会)の勧告の履行を含めた国際協力が不可欠であり、我が国も国際的な枠組みの下で対策を講じていく必要があるところ、平成19年から平成20年にかけて行われたFATF勧告の履行状況に関する対日審査では、顧客管理に関する勧告について、4段階で最も低い「不履行」との評価を受け、平成23年10月までに改善措置を講ずることが求められており、仮に、FATFから十分な改善措置を講じていないと評価された場合には、強化されたフォローアップ手続に移行する可能性があり、国際金融における我が国の信用が失墜する事態となる上に、それにとどまることなくマネー・ロンダリング対策の非協力国としての対抗措置が執られるに至ったならば、他国の企業が我が国の企業との取引を敬遠するようになったり、我が国に係る国際送金を円滑に行うことができなくなるなどの悪影響が生じるおそれがある。</p> <p>以上のことから、犯罪による収益の移転の防止に向け、規制対象の事業者が一定の取引に際し顧客等について確認しなければならない事項の追加等の措置を講ずることとする。具体的には、規制対象の事業者が一定の取引を行うに際し、顧客等について、本人特定事項のほか、取引を行う目的等の事項を確認すること等を義務付ける。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	現行の犯収法第4条(本人確認義務等)
想定される代替案	規制対象の事業者に対し、一定の取引を行うに際し顧客等について取引を行う目的等の事項の確認に努めなければならないという努力義務を課することとする。	
規制の費用	各要素の費用	代替案の場合
(遵守費用)	規制対象の事業者には、一定の取引に際し、顧客等について、取引を行う目的等の事項を確認し、それらに関する記録等を作成・保存する作業等に要する費用が発生する。	努力義務を履行する同事業者には改正案とほぼ同程度の費用が発生する。
(行政費用)	各事業者を所管する行政庁(以下「所管行政庁」という。)が、各事業者による新たに課せられた義務の履行を確保するため、必要な限度で報告徴収、指導等及び是正命令等の措置を行う費用が発生するほか、国家公安委員会は、各事業者がその業務に関して犯収法の規定に違反していると認めるときは、所管行政庁に対し、当該事業者に対しては正命令等の処分を行うべき旨の意見を述べることができ、またそれに必要な限度において当該事業者に対しその業務に関して報告等を求めることができることとされているところ、これらを行った場合、当該措置を行う費用が発生する。	所管行政庁が、各事業者に対し、一定の取引に際し顧客等について取引を行う目的等の事項を確認するよう行政上の指導を行う費用が発生する。
(その他の社会的費用)	取引を行う目的等の事項を確認する手続に一定の時間を要することから、顧客等にも従来と比較すると一定の取引を行うに際し若干の時間的費用が発生することが想定される。	努力義務を適切に履行する同事業者と一定の取引を行う顧客等については改正案とほぼ同程度の時間的費用が発生することが想定されるが、事業者は努力義務を課されるにとどまり、必ずしも一律に取引を行う目的等の事項を確認する措置が担保されないことから、事業者による取組状況に差が生じ、その結果として、一定の取引を行う際に追加的な負担を要しない当該措置が不十分な事業者に利用が集中し、事業者間の公正な競争状況に負の影響を及ぼすおそれがある。
規制の便益	各要素の便益	代替案の場合
	事業者による疑わしい取引の該当性判断が精緻化され、近年約6割で推移している疑わしい取引の届出件数全体に占める捜査機関等への提供件数の割合が増加するとともに、疑わしい取引に関する情報の活用件数も一層増加し、当該犯罪の実態解明や検挙に資する仕組みの構築、犯罪による収益の没収、追徴等を通じた被害回復、ひいては健全な経済活動の維持・発達に寄与する。また、FATFから一定の改善措置を講じているとの評価を受けることにより、国際金融における我が国の信用が失墜する事態を防ぐことが可能となる。	違反した場合の罰則等による強制力のない努力義務では、必ずしも一律に取引を行う目的等の事項を確認する措置が担保されないことから、事業者による取組状況に差が生じ、その結果として、特に本来犯収法が取締りの対象として念頭に置いている犯罪による収益の移転を敢行しようとする犯罪者によって、努力義務の履行が相対的に不十分な事業者が抜け穴として悪用され、改正案と同程度の便益は期待できない。また、FATFから十分な改善措置を講じていないと評価されてしまう可能性があり、結果として国際金融における我が国の信用が失墜する事態に至りかねない。
政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)	改正案の費用と便益を比較すると、事業者は新たに顧客等についての取引を行う目的等の事項を確認する義務を履行するために必要なコストを負担することとなり、また顧客等にとっても従来と比較すると各事業者との一定の取引に若干の時間を要するようになることが想定されるが、適正な顧客管理措置が講じられることにより、犯罪による収益の没収、追徴等を通じた被害回復が促進されるなど、費用以上の便益があるものと評価することができる。	
	また、改正案と代替案を比較すると、遵守費用及び行政費用は共に大差がないものの、その他の社会的費用において、代替案では事業者間の公正な競争状況に悪影響を及ぼすおそれがあることに加え、便益の点では、代替案は改正案と比較して努力義務の履行が相対的に不十分な事業者が抜け穴として悪用され、改正案と同程度の便益は期待できない。したがって、代替案よりも改正案を選択することが妥当であると評価することができる。	
有識者の見解その他関連事項	平成22年2月から6月にかけて「マネー・ロンダリング対策のための事業者による顧客管理の在り方に関する懇談会」(座長:安富潔慶應義塾大学大学院法務研究科教授)において事業者による顧客管理の在り方に関して幅広く検討が行われ、同年7月に報告書が取りまとめられたところ、同報告書において、規制対象の事業者が一定の取引に際し顧客等について確認しなければならない事項として取引目的等を追加することについて、「法令により義務付けることが適当である」等と言及されている。	

レビューを行う時期又は条件	改正法の施行後、規制対象の事業者からの疑わしい取引の届出の捜査への活用状況等を勘案し、本規制によってもなお各事業者による疑わしい取引の該当性判断の精緻化及び犯罪収益の移転防止が困難な情勢に至った場合等必要と認められる時期にレビューを行う。
備考	